

第6期第1回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月20日(金) 午後3時00分から午後4時41分

2. 開催場所 むかわ町議会議事堂

3. 出席委員 ○(27名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	佐々木諭	○
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	宮田広幸	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

- 第1 選挙第1号 むかわ町農業委員会会長の互選に関する件
- 第2 選挙第2号 むかわ町農業委員会会長職務代理者の互選に関する件
- 第3 議席の決定に関する件
- 第4 地区委員会委員の指名に関する件
- 第5 地区委員会委員長及び副委員長の互選に関する件
- 第6 議事録署名委員の指名
- 第7 会期の決定
- 第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第9 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第10 報告第3号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件
- 第11 議案第1号 農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件
- 第12 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第13 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第14 議案第4号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁一事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

7. 会議の概要

事 務 局 長	只今から、第6期第1回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は27名です。皆様が着席されているのは仮議席であり、のちほど議席の指定を行います。また、今回は委員の任期満了による任命後の最初に行われる総会ですので、法律に従い町長からの召集であります。 総会の開会にあたり、町長からご挨拶と引き続いて座長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
町 長	先ほど事務局の方から説明がありましたように、農業委員の任期満了による任命後の最初に行われる総会というのは、町長が召集ということでございますので臨時議長が決まりますまで、一時座長を務めさせていただきたいと思っております。 さて暦の方も7月の中旬とされております。ご案内のとおり6月からの天候不順というのが続き、7月に入ってから道内での大雨をはじめ平成に入り最悪とされております西日本を中心とした平成30年7月の豪雨、この災害で亡くなられた方々に改めましてお悔みと被害に遭われた皆さんに御見舞いを申し上げますところでございます。一日も早い通常の生活を皆さんでまず願うものでございます。そのような中でございますが、農作物の生育状況でございます。7月15日現在、各作物にばらつきがございますが、総じて遅れがあると伺っております。落ち着かないお天気というのが続いているところでございますが、一日も早い天候の回復で秋の収穫期が迎えられることを強く願うものでございます。そして本日の総会、先ほど27名、第6期の農業委員に任命された皆様におかれましては、日頃より農業行政推進にご理解とご協力も併せ、この度の法改正をうけてのご就任をいただき感謝とお礼を申し上げます。 ご案内のとおり現在米国を除く111か国が参加するTPP関連法、そして日本とEUの経済連携協定の発効の動きなど一次産業におきましても、これまでとは違う市場開放に直面する影響というの懸念されているところかと思えます。皆さんをはじめ関係機関の皆様とのより緊密な連携を図りながら町としての新たな農業・農村振興計画の推進を図り、その成長化に務めていきたいと考えているところでございます。とりわけ町の基幹産業、農業の成長化には人口減少対策にも関わる担い手の育成と共に農地の確保・有効利用は必要不可欠とされております。ぜひ農業委員会の皆さんの果たす役割、引き続き大きなものと考えているところでもございます。持続可能な食糧供給を担う北海道の農業を要とする町のひとつとして農業委員会の皆さんのもつ底力からでさらに積極的な農業経営の実現が図られますこと皆さんのご家族、そして皆さんのご健勝のご活躍、これからの可能な限り天変異変のない毎日を願いまして一言お礼の言葉にかえさせていただきます。どうぞ皆さんこれからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
事 務 局 長	ここで、委員の皆さまと事務局職員の紹介をしていただきます。まず最初に農業委員の議席番号の高い順からお願いしたいと思います。
委員(◎全員)	－ 委員自己紹介終了 －

事 務 局 長	－ 事務局自己紹介終了 －
町 長	それでは、ここで議長を選出することといたします。地方自治法第１０７条に準じまして、年長の委員に臨時の議長をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
町 長	それでは、金谷仁委員を臨時の議長として指名しますので、よろしくお願いします。 一時座長でございますので私はこれで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。
	－ 町長 退席 －
臨 時 議 長	町長から臨時の議長に指名されました金谷でございます。会長が決定するまで努めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、会議に入ります。 日程第１ 選挙第１号「むかわ町農業委員会会長の互選に関する件」を議題といたします。事務局から選挙の方法について説明願います。
事 務 局 長	選挙第１号 むかわ町農業委員会会長の互選についてご説明申しあげます。 農業委員会等に関する法律第５条第２項の規定では、会長は委員が互選した者をもって充てることとされております。なお、地方自治法第１１８条第２項を準用すると委員に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができることとなっております。 この場合、同法第３項では、指名された方を当選人と定めるべきかは会議において、当選の決定をすることと規定されております。 以上、互選について、選挙を行うか指名推薦により決定するか二通りの方法によることとなりますので、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。
臨 時 議 長	事務局の説明が終わりました。 お諮りします。会長の互選について、投票による選挙または指名推薦による方法のどちらがよろしいですか。
伊 藤 委 員	会長の互選については、「指名推薦」による方法がよろしいかと思います。 会長として推薦する者は、選考委員会を設置して、その中で指名推薦を選出することをお願いしたいと存じます。
議 長	ただいま、伊藤委員から提案がありましたが、ほかにありませんか。
◎	(ありません)
議 長	ほかにないようですので選考委員会を設置し、指名推薦による方法としてよろしいでしょうか。

◎	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。次に、選考委員の数と指名について、お諮りします。
藤 江 委 員	選考委員の人数は、川西地区２名・川東地区２名・穂別地区３名の７名として、選考委員の指名は議長に一任したいと思います。
議 長	ただいま、藤江委員から、選考委員は、川西地区２名・川東地区２名・穂別地区３名の７名とし、指名は議長に一任するという提案がございました。これに異議はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。選考委員は、次の方々を指名いたします。 ２１番 佐々木保成委員、１６番 伊藤委員、１８番 土田委員、１７番 貞廣委員、１５番 中澤委員、１４番 星委員、１２番 森山委員。 選考委員の皆さんは、別室で会長として指名推薦する者を選考してください。なお、選考委員長は選考委員の中から互選により選出をお願いします。 なお会議は、しばらく休憩します。 (１５時１０分) － 休 憩 (会長の指名推薦選考委員会) －
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (１５時２０分) 選考委員会で委員長になられた方から指名推薦する者を公表してください。
選考委員長	選考委員長になりました佐々木です。ただいま、別室で慎重に審議した結果、全員の満場一致で、中島勝美委員を会長として推薦することとなりました。委員の皆様の同意をいただきますようよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、選考委員長から報告がありましたが、中島勝美委員を会長の当選人と定めることに異議はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。全員の同意を得ましたので、中島勝美委員をむかわ町農業委員会会長の当選人として決定いたします。 なお、会長は、一般社団法人北海道農業会議の会員として引き続き選任されますのでご了承願います。また、平成３０年６月から２年間、北海道農業者年金協議会副会長をむかわ町が担うこととされており、こちらも中島会長が担いますので併せてご了承願います。 会長が決定しましたので、議長を交代します。ここまでの進行について皆さんのご協力心から感謝いたします。ありがとうございました。

事 務 局 長	それでは、会長就任のご挨拶をいただき引続き会議の進行をお願いいたします。 会長よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは就任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。さきほど7名の選考委員の中で中島委員を推薦するということで名前をいただきました。そういった中、私も名前を聞いたときにはそれなりの責任を感じております。また、27名の大所帯ということもありますし今後皆様のご協力ご理解をいただきながら3年間頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げ簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
議 長	それでは、引き続き会議を行います。 日程第2 選挙第2号「むかわ町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局 長	選挙第2号 むかわ町農業委員会会長職務代理者の互選についてご説明いたします。 農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定では、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理することとされております。 また、むかわ町農業委員会会議規則第15条第2項では、会長職務代理者は、あらかじめ互選しておくことができると定められております。 従いまして、本総会において、あらかじめ会長職務代理者を決定していただくよう提案するものであります。 なお、互選については、先ほどの選挙第1号の会長の互選と同様でありますので、説明は省略させていただきますが、よろしくお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。 会長職務代理者を本総会で互選することについて、異議はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。そのように決定しました。 お諮りします。互選の方法は、会長互選と同様に行うことでご異議ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。従いまして、本総会において会長職務代理者を互選することとし、方法は、選考委員会を設置し、その中で指名推薦することに決定しました。 選考委員会は、選挙第1号で指名された委員にお願いします。 選考委員の皆さんは、別室で会長職務代理者として、指名推薦する者を選考してください。会議は、しばらく休憩します。 (15時25分)

— 休 憩 (会長職務代理者の指名推薦選考委員会) —

議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。(15時30分) 選考委員会で委員長を、務められた方から指名推薦する者を公表してください。
選考委員長	ただいま、別室で慎重に審議した結果、全員一致で、藤江委員を会長職務代理者として推薦することといたします。委員全員の同意をいただきますようよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、選考委員長から報告がありましたが、藤江委員を会長職務代理者の当選人と定めることに異議はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。全員の同意を得ましたので、藤江委員をむかわ町農業委員会会長職務代理者の当選人として決定いたします。 就任のご挨拶をいただきたいと存じます。
職務代理者	ただ今選考委員の皆様方に推薦いただきました藤江でございます。今後3年間中島会長と共に務めてまいりますので皆様方のご指導ご協力ご理解をいただき、よろしくお願い申し上げます。
議 長	それでは引き続き会議を行います。 日程第3「議席の決定に関する件」を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局 長	議案書の3ページをお開きください。 議席の決定に関する件でございますが、本件につきましては、むかわ町農業委員会会議規則第7条の規定で、あらかじめくじで定めることとされております。農業委員会の第1期からの先例によりまして、まず、26番議席を会長職務代理者とし、27番議席を会長とさせていただきます。 次に、1番から25番までの議席については、当選回数及び選任回数の若い順を基準とし、同数の場合は経験年数さらには年齢の若い順にくじを引いていただきます。従いまして、次に申し上げるグループ毎にくじを引いていただくことになります。 － くじ引き用名簿により グループ別氏名発表 －
議 長	事務局の説明が終わりました。 議席の決定については、先例に従って行うこととして、これからそれぞれくじを引いていただきます。 会議は、しばらく休憩します。(15時35分) － 休 憩 (くじ引き) －
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。(15時44分)

議 長	議席が決まりましたので、事務局から報告願います。
事 務 局 長	議席番号が決まりましたので報告させていただきます。 1 番・清瀬利一委員、2 番・鈴木秀子委員、3 番・清野薫委員、4 番・小笠原正実委員、5 番・山谷和彦委員、6 番・山本好一委員、7 番・毛利武委員、8 番・林利輝委員、9 番・宇南山浩利委員、10 番・星力委員、11 番・中澤浩委員、12 番・佐田正彦委員、13 番・藤岡健人委員・14 番・森山幸治委員、15 番・石崎代里子委員、16 番・土田泰弘委員、17 番・伊藤正人委員、18 番・貞廣賢治委員、19 番・平島道弘委員、20 番・遠藤一三委員、21 番・佐々木保成委員、22 番・金谷仁委員、23 番・佐々木諭委員、24 番・青木茂美委員、25 番・宮田広幸委員、26 番は、会長職務代理者の藤江政利委員、27 番は、会長の中島勝美委員となります。以上よろしく願います。
議 長	ただ今の報告どおり、議席が決定しましたので任期満了までよろしくお願い申し上げます。なお、会議進行の都合上、議席は次の総会から採用することとし、本日は仮議席のままで会議を継続することをご了承願います。 日程第4「地区委員会委員の指名について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局 長	議案書の4ページをお開きください。 地区委員会委員の指名に関する件でございますが、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第2条の規定で、地区委員会の名称と委員定数が定められており、川西地区委員会10人以内、川東地区委員会10人以内、穂別地区委員会15人以内とされております。さらに、要綱第5条の規定により、地区の委員は、総会において、会長が委員の指名をすることとされておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	お諮りします。会長が指名することに異議はありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認め、各地区委員の指名を事務局から発表願います。
事 務 局 長	順不同ではございますが、川西地区の委員については、青木茂美委員・金谷仁委員・佐々木保成委員・伊藤正人委員・山谷和彦委員・宇南山浩利委員・鈴木秀子委員・毛利武委員の8名です。 川東地区の委員さんについては、遠藤一三委員・平島道弘委員・土田泰弘委員・貞廣賢治委員・山本好一委員・清野薫委員・小笠原正実委員・林利輝委員の8名です。 穂別地区の委員さんについては、宮田広幸委員・佐々木諭委員・中澤浩委員・星力委員・石崎代里子委員・森山幸治委員・藤岡健人委員・佐田正彦委員・清瀬利一委員の9名です。 なお、会長と会長職務代理者については、地区委員として所属はしないものの地区委

事務局 長	員会には オブザーバーとして随時出席することとなりますのでご承知おき願います。
議 長	日程第 5 「地区委員会委員長及び副委員長の互選に関する件」を議題といたします。 本件はむかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第 7 条の規定により、地区委員会において互選するものであり、その互選に係る職務は年長の委員が行うこととされておりますので、よろしくお願いします。 会議は、しばらく休憩します。各地区互選後再開します。 (1 5 時 5 3 分) － 休 憩 (地区委員長及び副委員長の互選) －
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (1 6 時 0 4 分) 各地区の委員会が互選した地区委員長及び副委員長を報告願います。川西地区の金谷委員から報告願います。
2 2 番	川西地区委員会から報告いたします。 川西地区委員長は、青木委員、副委員長に佐々木保成委員を互選いたしました。以上です。
議 長	次に、川東地区の山本委員から報告願います。
9 番	川東地区委員会から報告します。 川東地区委員長は、平島委員、副委員長に土田委員を互選いたしましたのでご報告いたします。
議 長	次に、穂別地区の宮田委員から報告願います。
2 5 番	穂別区委員会から報告します。 穂別地区委員長は、中澤委員、副委員長は森山委員を互選いたしました。
議 長	ただ今、各地区の委員会から報告のあったとおり、各地区の委員長及び副委員長が決まりましたのでよろしくお願いいたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第 6 「議事録署名委員の指名」ですが、1 番・清瀬利一委員と 2 番・鈴木秀子委員の両名を指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第 7 「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告 4 件、議案 3 件の合わせて 7 件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
◎	(異議なし)

議	長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えたいと思います。 それでは、日程第8 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第1号、朗読及び説明】 6ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計5件・12筆・93,316㎡あります。 1番から4番については、農地保有合理化事業に先立ち所有権が北海道農業公社になるため解約に至っております。詳細は報告第3号及び議案第2号で説明をいたします。 5番については、当該地、農地利用集積計画に係わる利用権設定申出に伴う解約になります。6月28日付けにて申出を受理しており、現在、地区農用地利用協議中であることを申し添えます。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。
	◎	(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第9 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第2号、朗読及び説明】 7月につきましては、議案に記載のとおり、7月12日に川西地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議し、適当と判定してございます。こちらの詳細につきましては後の議案第2号でご説明させていただきます。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。
	◎	(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。 日程第10 報告第3号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第3号、朗読及び説明】 先月の総会でご決定いただきました買入協議の結果についてご報告申し上げます。 なお、買入協議結果については、議案9ページから16ページまでそれぞれ添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。

議	長	事務局の説明が終わりました。報告第３号について、質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第３号は承認することに決定いたします。 日程第１１ 報告第４号「農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第４号、朗読及び説明】 議案１８ページ川西地区５７名、１９ページ川東地区５１名、２０ページ穂別地区４９名、合計１５７名の方が農業者年金の経営移譲年金等を受給してございます。 経営移譲年金や特例付加年金の受給者は毎年６月に支給停止事由に該当しない事を確認するために現況届の提出をしていただいておりますが、全員から提出があり支給停止事由に該当しておらず実態を伴った経営移譲であることを確認しました。 支給停止事由の項目としては、受給者本人が農業を営んでいること、農業を営む法人の構成員になっていること、処分農地や施設の返還等があったこと、農業所得の納税申告をしていること、経営安定対策等交付金の申請をしていること、農業共済に加入していることとございますが、今後も支給停止事由に該当しないことを皆様の日頃の点検等からお願いし、何かあれば相談や情報提供をお願いいたします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第４号について、質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第４号は承認することに決定いたします。 日程第１２ 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【議案第１号、朗読及び説明】 ２２ページになります。 こちらは、譲渡人が相続により取得した農地ですが、相続人は町外者であり、耕作できないことなどの理由から希望により地域の担い手である●●さんへ売買をするものです。 以上１件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ２３ページから２４ページまで図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19	番	1 番について現地を確認してきましたので、報告します。 相続により取得した●●さんの希望により、●●さんへ売買する案件ですが、取得後については、本年はまず保全管理を行うということでございます。 ●●さんの経営地は、適正に耕作されており、取得後も同様であると考え周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。
	◎	(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。 日程第13 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中●●委員が被設定人等となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第2号、朗読及び説明】 26ページから、所有権移転4件です。 1番から4番いずれも、報告第3号でご報告申し上げました買入協議に伴う所有権移転となっております。つづいて、31ページから利用権設定1件です。 こちらは、対象農地の隣地で耕作している●●さんへ集積が図られることから利用権を設定するものです。 以上、所有権移転4件11筆、利用権設定1件1筆でございますが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 所有権移転関係は27ページから30ページに、利用権設定関係は32ページにそれぞれ図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。 日程第14 議案第3号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【議案第3号、朗読及び説明】 34ページになります。 1番は、願出人である●●さんが所有権移転登記をするため、現況証明書の発給を申請されたものです。願出地は、昭和58年頃から願出人の住宅の一部として利用されてきており、公簿地目が牧場のまま現在に至っております。 現地調査の結果は、今後も農地としての利用は困難と判断し農地・採草放牧地以外と確認をしております。 2番は、願出人である●●さんが公簿地目変更登記をするため、現況証明書の発給を申請されたものです。願出地は、15年以上前から原野化しており、農地としての利用はされておられません。農地台帳及び固定資産台帳の現況地目は原野ですが、公簿地目が畑のまま現在に至っております。 現地調査の結果は、今後も農地としての利用は困難と判断し農地・採草放牧地以外と確認をしております。 35・36ページにそれぞれの図面を添付しておりますのでご確認の上、ご審議ご決定下さいますようお願いいたします。以上です。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
19	番	1番について、現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、申請地は長年住宅用地となっており、現況から今後、農地として利用することは難しく農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
23	番	現地を確認してきましたので報告します。 事務局の説明のとおり、申請地は、隣接地の原野との境界が判らない程、一帯化している状況でした。よって現況から今後、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

◎ (質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会いたします。
これで第6期第1回むかわ町農業委員会総会を閉会いたします。なお、次回の総会は8月24日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。